

南三陸町移転促進団地の一般公募に関する

随時募集要項

1 趣旨

移転促進団地に整備した住宅用地については、被災された方々の意向などを踏まえ、これまで19地区で827区画を整備しましたが、移転希望者の意向の変化等によって、空き区画が生じている状況です。

そこで、町では被災者以外の方々にも対象を拡大し、これらの空き区画についてこれまで4回、公募を行いました。下記に示す団地において空き区画が解消されていないことから、随時募集（先着順）を行うこととしました。

この募集要項は、随時募集に関する申込み受付や宅地の決定方法などについて定めたものです。

2 募集の対象となる住宅用地

(R4.4.12 現在)

地区名	区画数	価格（1宅地当たり）	
		売渡額（円）	賃借料（円／年）
田の浦団地	1	2,220,000	89,000
馬場・中山生活センター西団地 (馬場中山コミュニティーセンター北団地)	3	2,280,000～2,350,000	91,000～94,000
柘沢団地（みねはた団地）	4	3,270,000～3,410,000	131,000～137,000
清水団地	8	3,110,000～3,140,000	125,000～126,000
志津川東団地（沼田東団地）	2	6,140,000～6,470,000	246,000～259,000
志津川中央団地（中央団地）	4	6,600,000～6,670,000	264,000～267,000
志津川西団地	6	3,230,000～4,730,000	130,000～189,000
戸倉団地	19	3,400,000～3,700,000	136,000～147,000
長清水団地（小細谷団地）	1	1,820,000	73,000
合計	48		

(注) (1) 価格の見直しを行う団地もあり、結果によっては価格が変動する可能性があります。

(2) 各住宅用地の詳細は、6ページ以降のページに掲載しております。

(3) 町内の移転促進区域内で被災された方（再建済みの世帯は除きます）の賃借料（円／月）は、上記の表とは異なります。詳細は企画課 財産管理係（0226-46-1371）にお問い合わせください。

3 応募条件

(1) 自ら居住する目的で戸建住宅を建設する計画のある方。(法人を含まない)

* 用地の契約締結の日から3年以内に建設に着手。

* 貸付・売払決定してから30日以内に契約。

(2) 各団地および周辺の地域活動を理解し、参加できる方。

* 複数の区画に応募することはできません。

* 戸建住宅建設用地を求める方を対象とした募集ですので、アパート・寄宿舍等の集合住宅、倉庫、駐車場、作業場等の建築を目的とする応募はできません。

4 申込み資格

次に掲げる条件を満たしている必要があります。

(1) 不動産の売買又は、賃貸に係る契約を結ぶ能力について、法令上の制限を受けていない者。

(2) 破産者でない者。

(3) 税金を滞納していない者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目に該当しない者。

5 申込み方法

(1) 申込み先 〒986-0725

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

南三陸町役場企画課 財産管理係（本庁舎2階）

電話番号 0226-46-1371

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※平日のみの受付となります。

(2) 提出書類 ① 普通財産譲渡申請書または普通財産貸付申請書

（企画課窓口または町HPで配布）

② 印鑑（認印で可。浸透印は不可。）

③ り災証明書（再建されていない方で、半壊以上のものをお持ちの方のみ）

④ 申込み者の「住民票抄本」

⑤ 「滞納がないことの証明書」（住居予定者全員分）

※住民登録をしている市町村から、平成29年度分から令和3年度分まで（5年度分）の市町村税（普通税）の完納証明書等を取得してください。

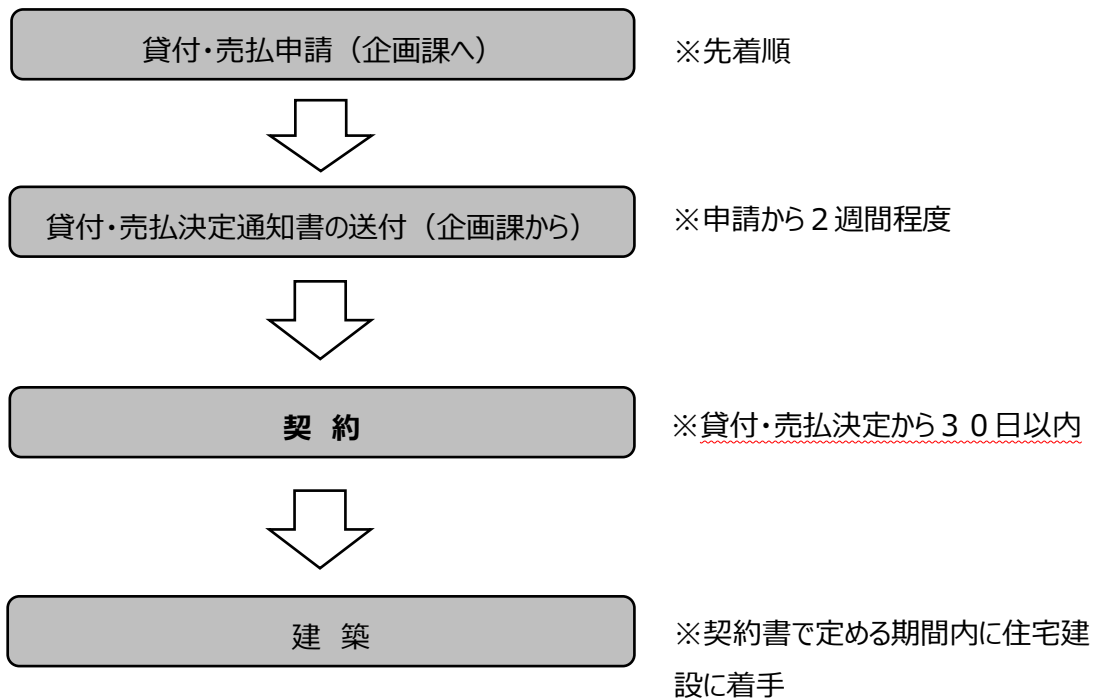
(3) 提出方法 企画課に直接持参されるか、又は、郵送により提出してください。

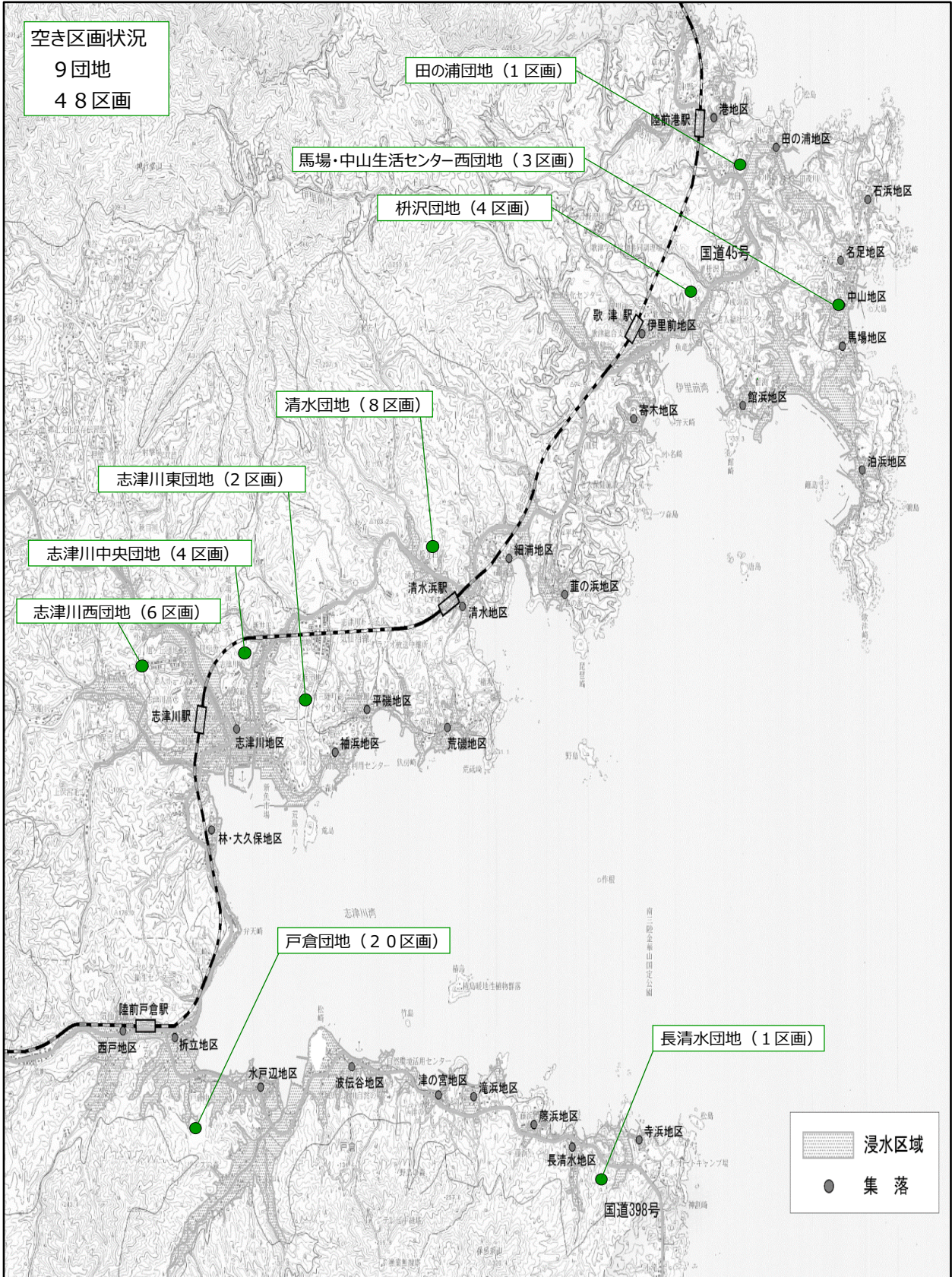
※随時募集のため先着順となりますので、空き区画を確認の上申請してください。

6 その他

- (1) 各団地には、まちづくりルールが定められています。その詳細については企画課 財産管理係（0226-46-1371）にお問い合わせください。また住宅建設にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例を順守する必要がありますので、必要に応じ、事前に関係機関に確認してください。
- (2) 住宅用地は現状での引き渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は、必ず申込者ご自身で確認してください。
- (3) 住宅用地の地耐力調査結果については、契約締結時にお渡ししますが、住宅を建設する際に地盤改良工事が必要となった場合の費用は、個人負担となります。
- (4) 各種供給処理施設（ガス・水道・電話等）の利用にあたっては、各供給機関と十分に協議を行ってください。なお、利用にあたっての必要な工事等については、個人で行ってください。
- (5) 土地の転売は禁止です。
- (6) 契約書に定める期間内に住宅建設に着手しない場合、契約を解除する場合があります。

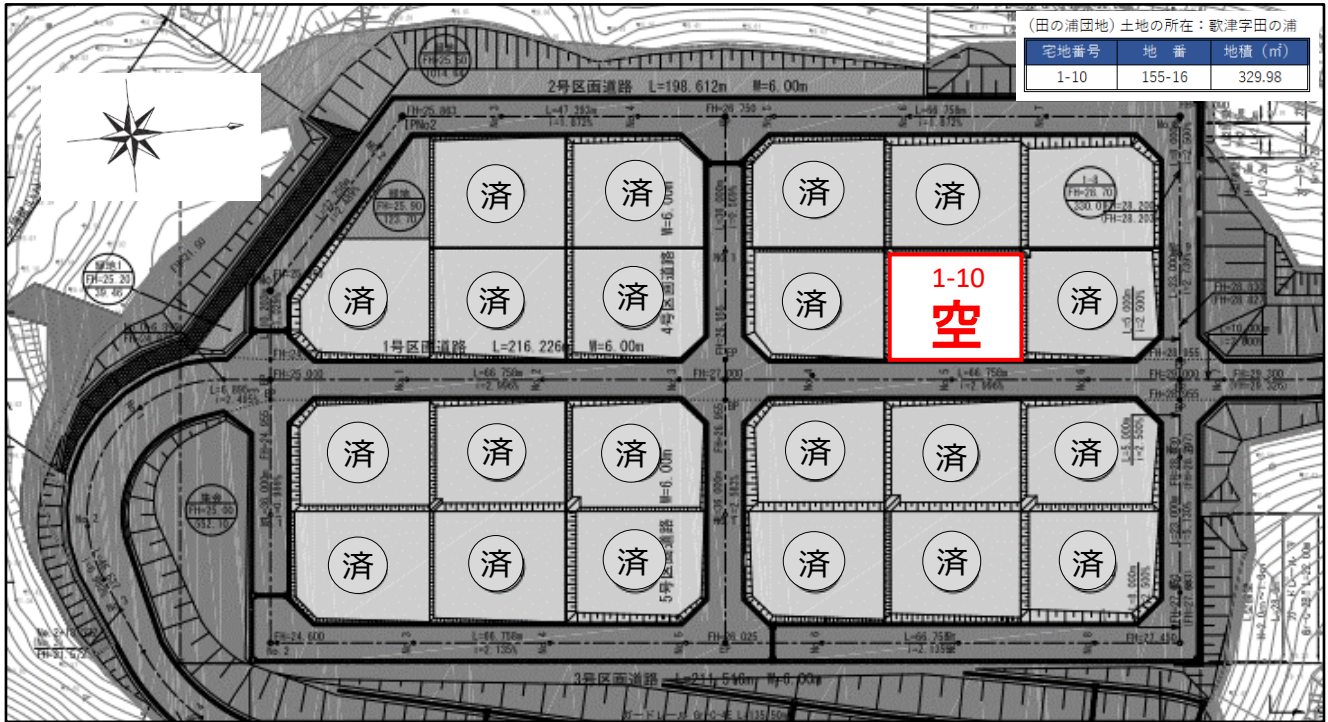
7 申請から住宅建築までの流れ





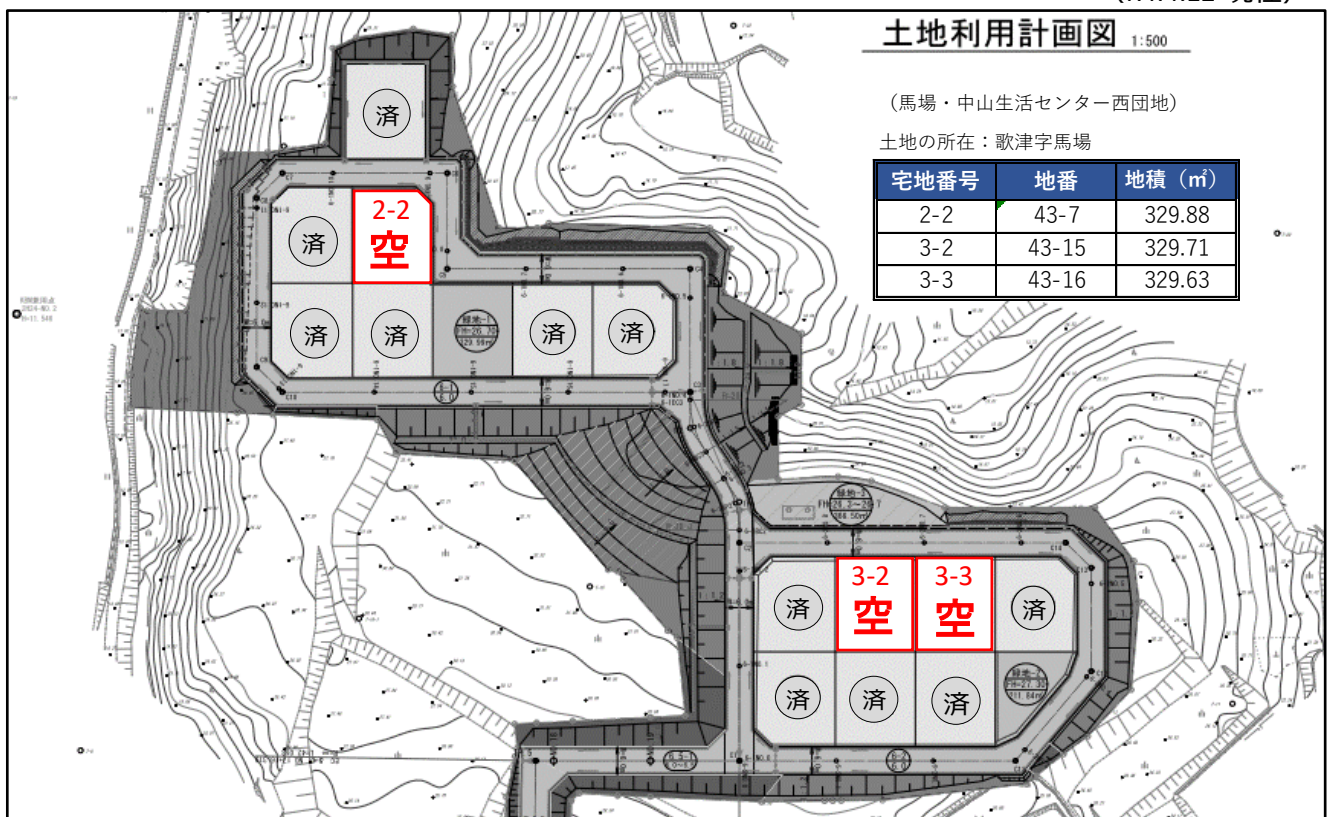
田の浦団地

(R4.4.12 現在)



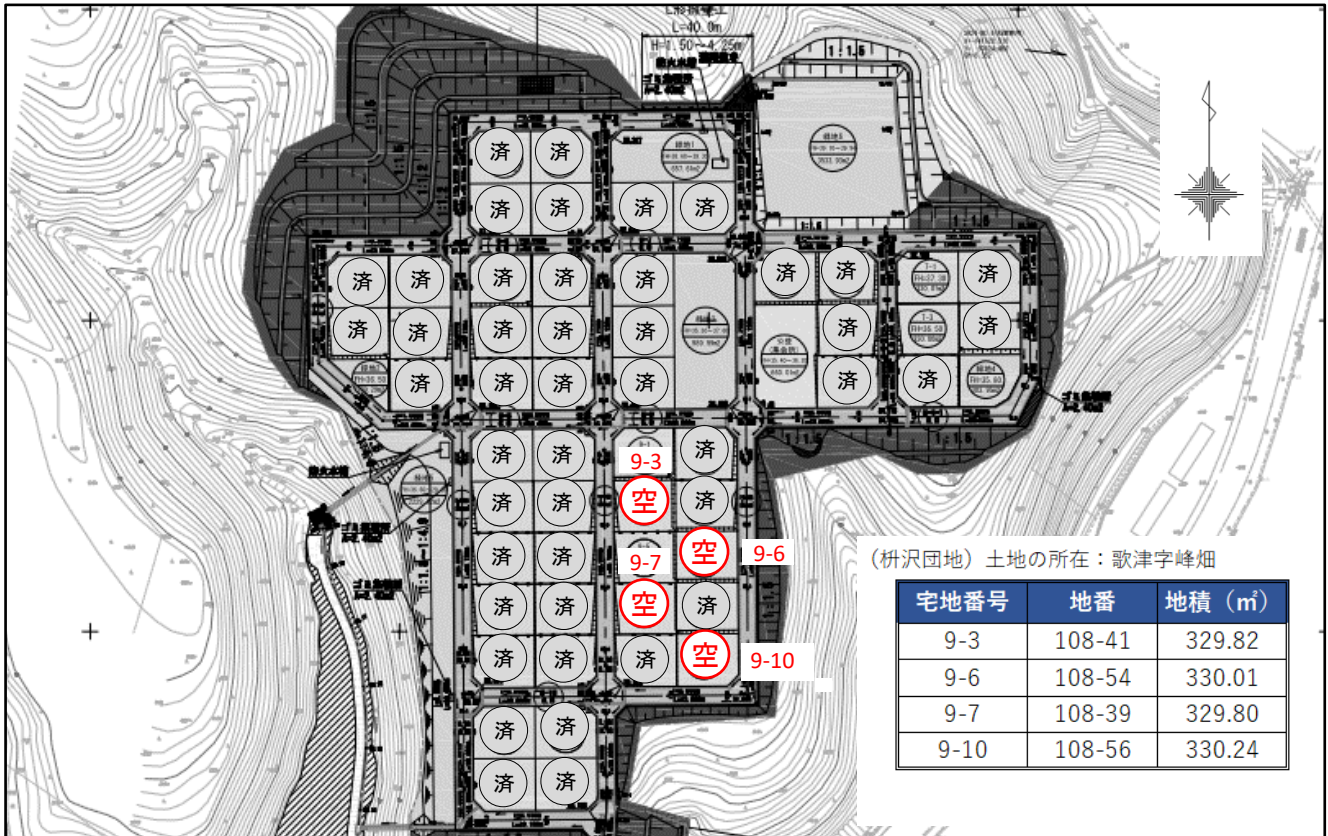
馬場・中山生活センター西団地

(R4.4.12 現在)



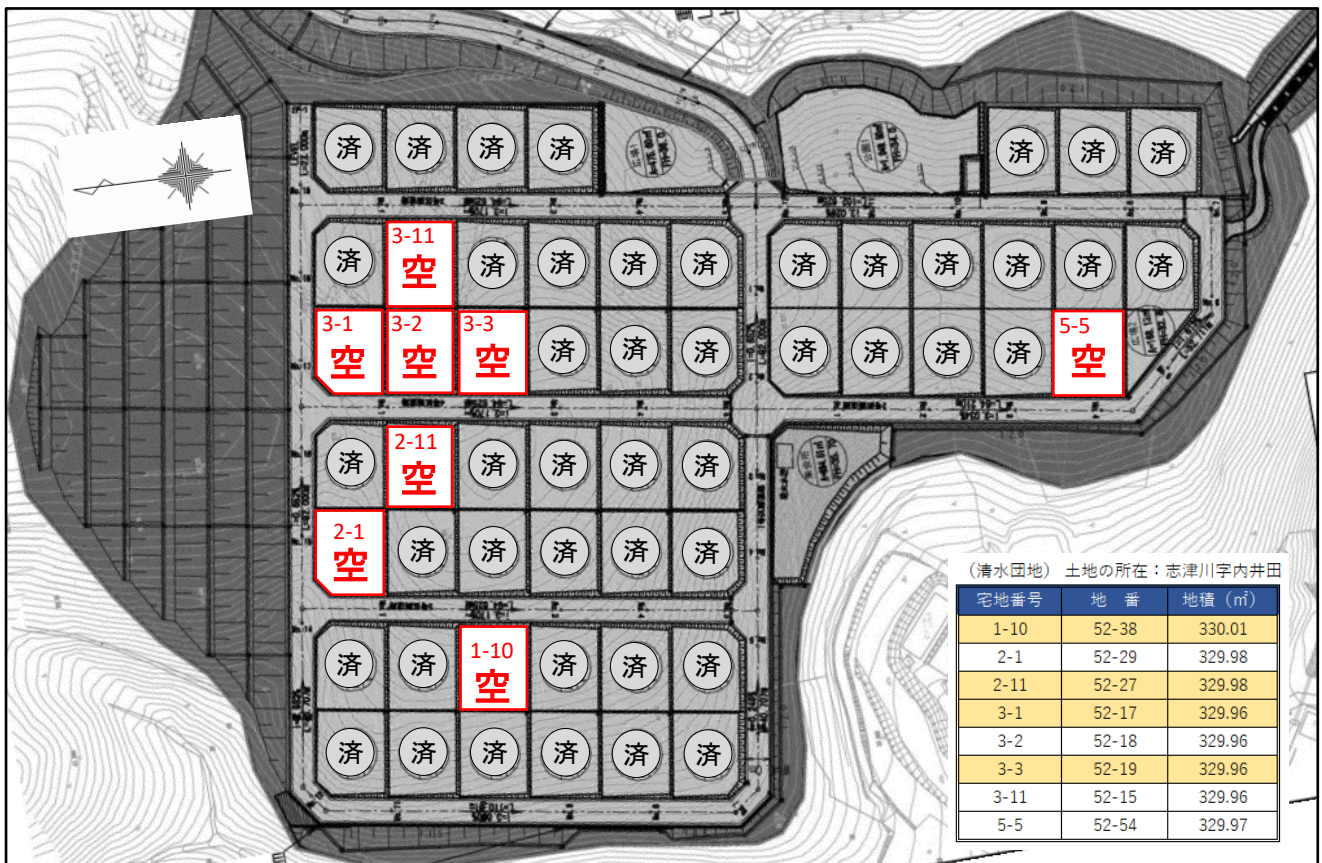
栞沢団地

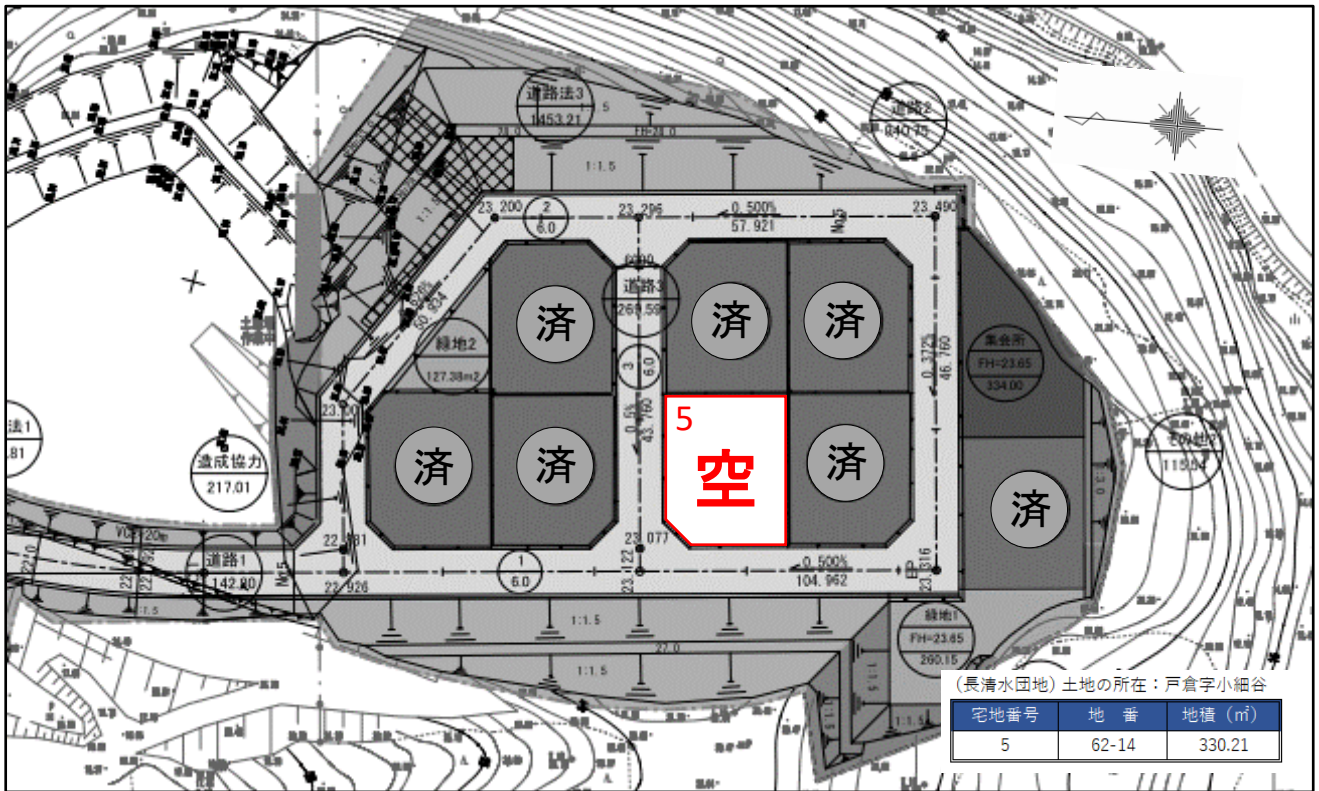
(R4.4.12 現在)

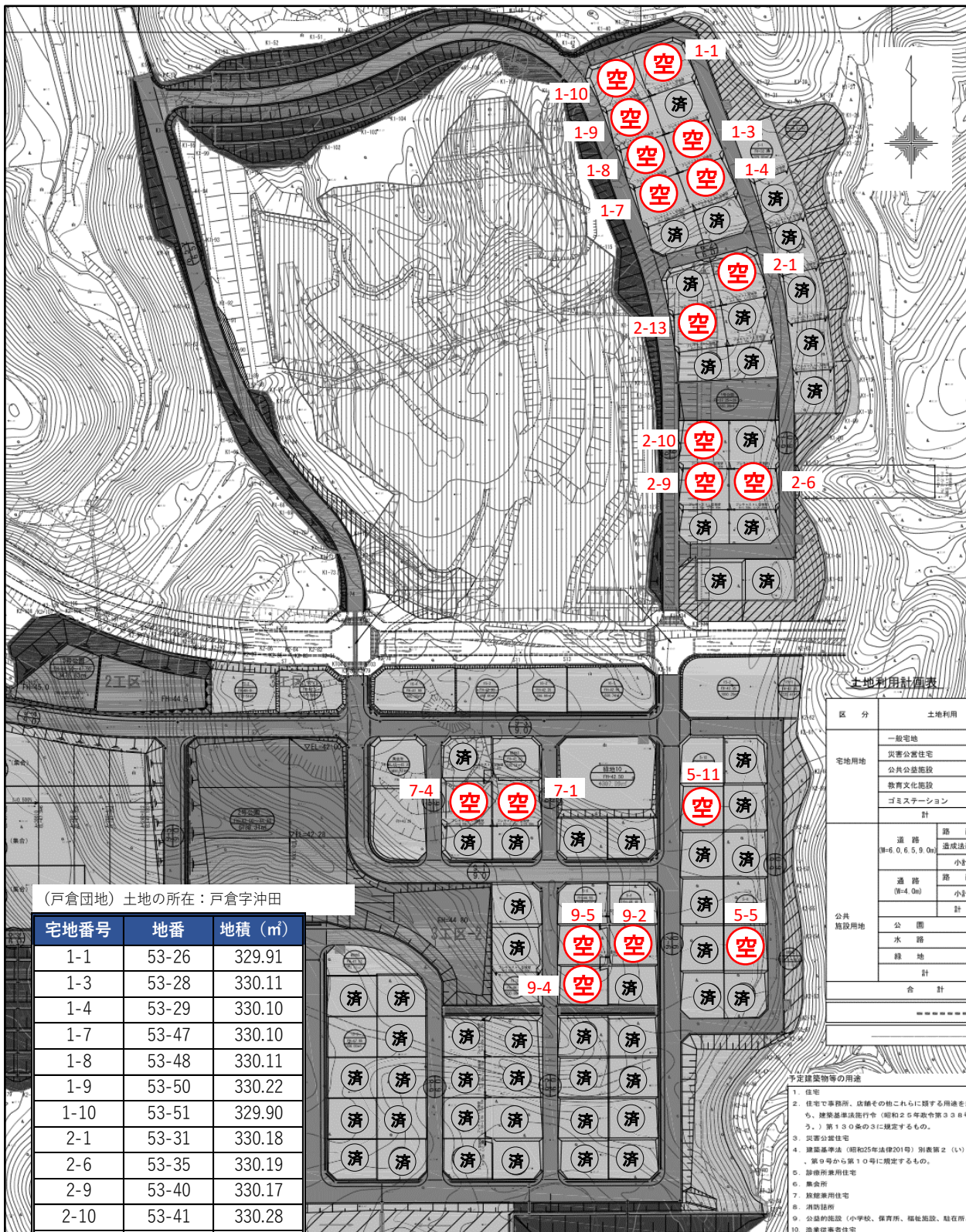


清水団地

(R4.4.12 現在)







(戸倉団地) 土地の所在：戸倉字沖田

宅地番号	地番	地積 (㎡)
1-1	53-26	329.91
1-3	53-28	330.11
1-4	53-29	330.10
1-7	53-47	330.10
1-8	53-48	330.11
1-9	53-50	330.22
1-10	53-51	329.90
2-1	53-31	330.18
2-6	53-35	330.19
2-9	53-40	330.17
2-10	53-41	330.28
2-13	53-43	330.08
5-5	53-64	330.03
5-11	53-70	330.04
7-1	53-74	330.08
7-4	53-77	329.88
9-2	53-81	330.04
9-4	53-91	330.02
9-5	53-92	330.03

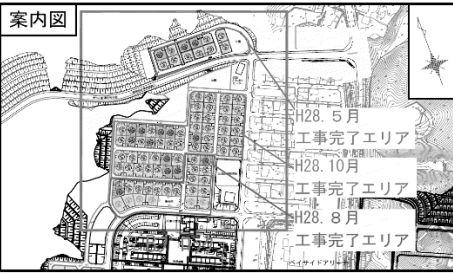
土地利用計画表

区分	土地利用
宅地用地	一般宅地
	災害公営住宅
	公共公益施設
	教育文化施設
	ボミステーション
計	
公共施設用地	道路 (R=6.0, 6.5, 9.0)
	道路 (R=4.0)
	公園
水路	
緑地	
合計	

- 予定建築物等の用途
- 住宅
 - 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を併せ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号、）第130条の3に規定するもの。
 - 災害公営住宅
 - 建築基準法（昭和25年法律201号）別表第2（イ）、第9号から第10号に規定するもの。
 - 事務所兼用住宅
 - 集会所
 - 旅館兼用住宅
 - 消防詰所
 - 公益的施設（小学校、保育所、福祉施設、駐在所、
 - 商業従事者住宅

志津川東団地 (Bブロック) 宅地完成図 (計85宅地)

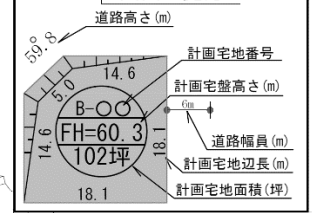
案内図



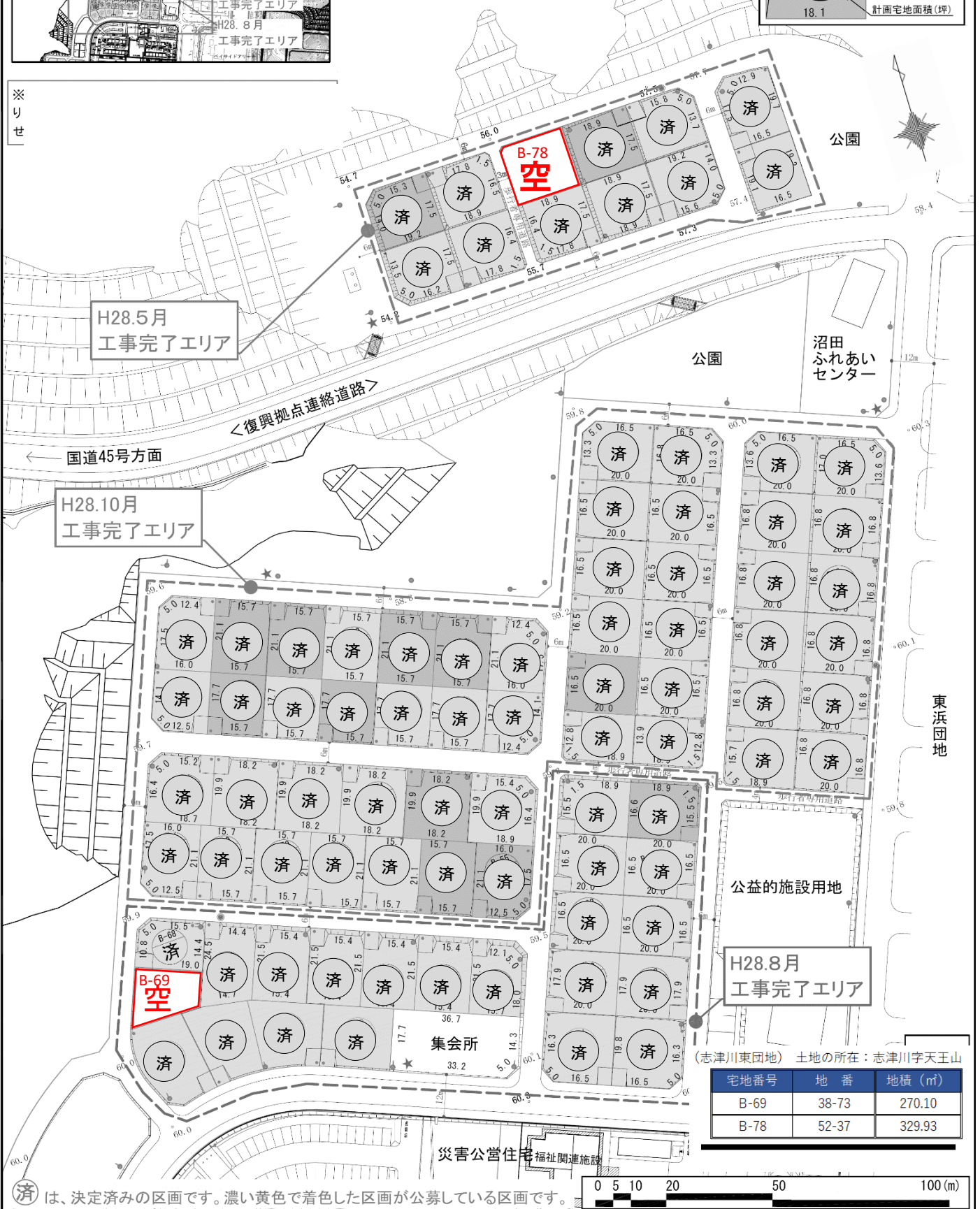
凡例

色別	名称	色別	名称
●	電柱	□	のり面
—	電柱(支線又は支柱付)	■	消火栓及び防火水槽
☆	上水道引込み位置	★	ゴミ集積所

図面の見方



※りせ



H28.5月
工事完了エリア

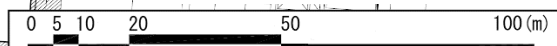
H28.10月
工事完了エリア

H28.8月
工事完了エリア

(志津川東団地) 土地の所在: 志津川字天王山

宅地番号	地番	地積 (㎡)
B-69	38-73	270.10
B-78	52-37	329.93

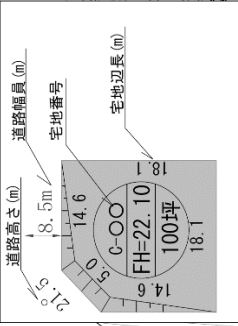
は、決定済みの区画です。濃い黄色で着色した区画が公募している区画です。



(R4.4.12 現在)

志津川中央団地 宅地完成図 (計135宅地)

図面の見方



H28.3月
工事了エリア

H28.7月
工事了エリア

H28.12月
工事了エリア

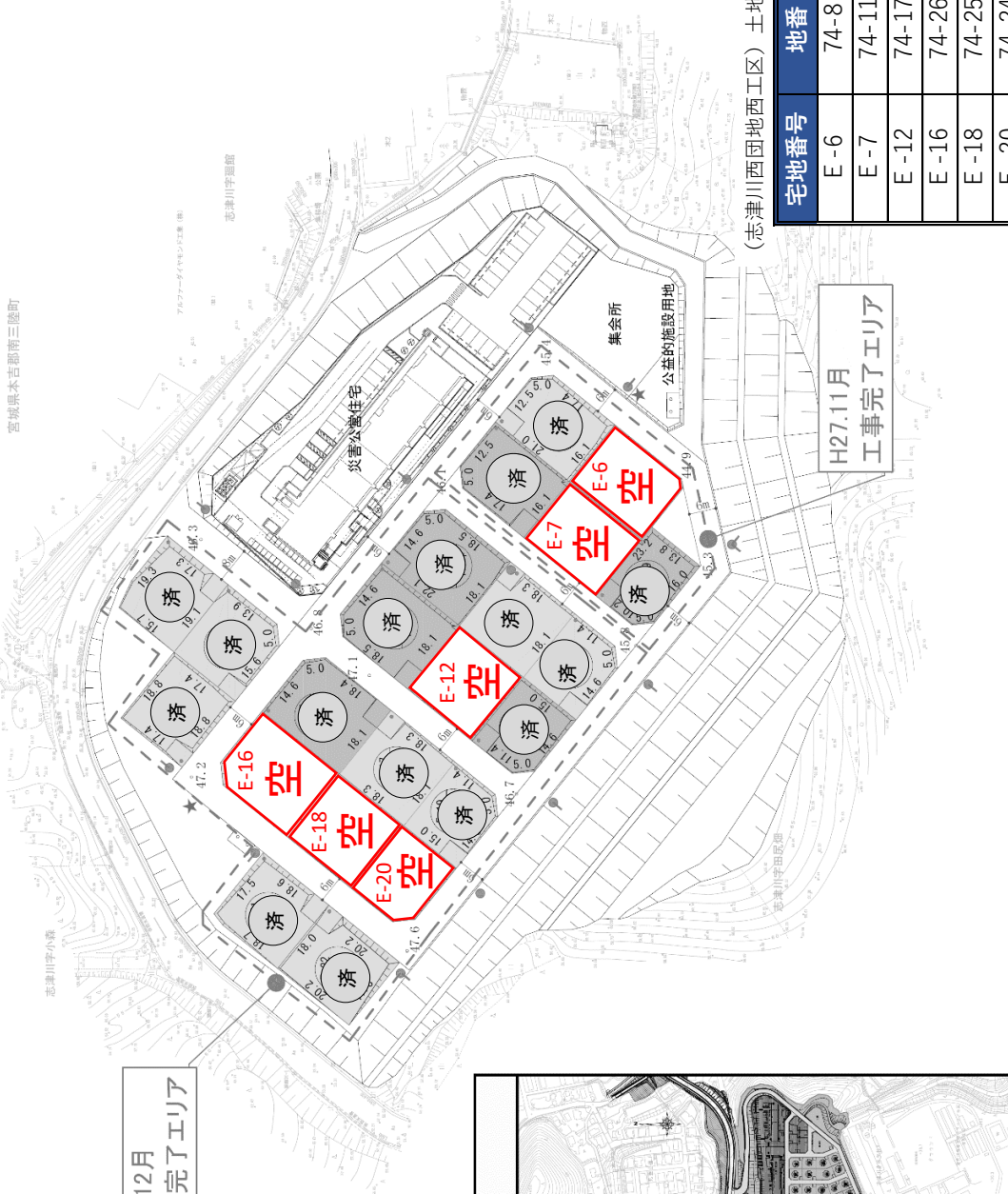
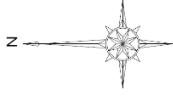
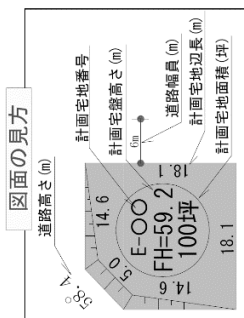
宅地番号	地番	地積 (m ²)
C-32	34-36	329.71
C-56	34-72	330.08
C-57	34-71	330.07
C-58	34-70	330.05



(志津川中央団地) 土地の所在：志津川字新井田

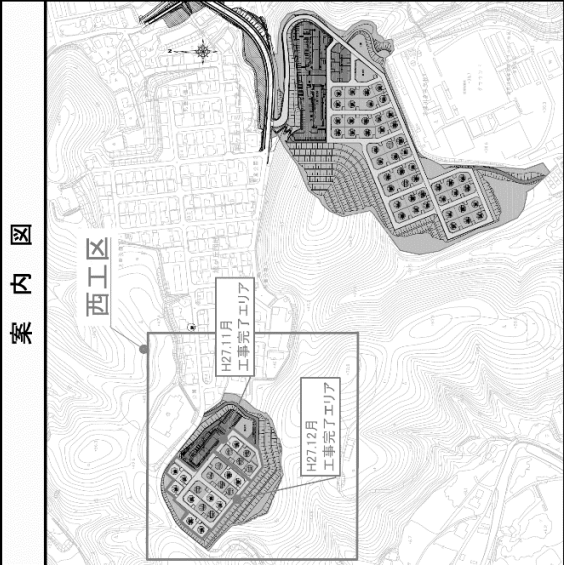
CH-19-00

志津川西団地（西工区） 宅地完成図（計22宅地）



H27.12月
工事完了エリア

H27.11月
工事完了エリア



(志津川西団地西工区) 土地の所在：志津川字廻館

宅地番号	地番	地積 (m ²)
E-6	74-8	329.09
E-7	74-11	330.20
E-12	74-17	330.58
E-16	74-26	393.46
E-18	74-25	330.59
E-20	74-24	264.48

